

流山市総合運動公園の管理に関する年度協定書 (令和●年度)

流山市

流山市総合運動公園の管理に関する年度協定書 (令和●年度)

(資料17)

流山市（以下「市」という。）と●●●●（以下「事業者」という。）とは、令和●●年●●月●●日に、締結した流山市総合運動公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、流山市総合運動公園の管理業務（以下「本業務」という。）に関する業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

(年度協定の期間)

第2条 この協定の期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。

(令和●年度の指定管理料)

第3条 市は、本業務の実施の対価として、令和●年度流山市総合運動公園指定管理料金●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 指定管理料のうち、●●●●円については基本協定第15条第3項に定める指定管理者の見積りによる1件につき●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）未滿の管理物件の修繕に使用し、余剰金が発生した場合は、年度終了後30日以内に市並びに指定管理者確認の上、事業者は市の指定する方法により返納するものとする。

なお、修繕費の合計が年額●●●●円を超える場合、それ以降の修繕については、その都度市と事業者で協議するものとする。

(別途請求)

第4条 事業者は、市主催事業のために要した人件費及び、県レベル以上の選挙に関する利用料、空調費、人件費、警備費等、その他市が負担すべき実費について、その額を市と協議のうえ請求することができる。

(指定管理料の請求)

第5条 市が支払う指定管理料の支払は、月払とし、毎月支払う金額は、次の表のとおりとする。ただし、修繕費については概算払であり、年度終了時に精算するものである。

(資料17)

(単位：円)

月	指定管理料		計
		修繕費分(概算払い)	
4月分	●●●●	●●●●	●●●●
5月分	●●●●	0	●●●●
6月分	●●●●	0	●●●●
7月分	●●●●	0	●●●●
8月分	●●●●	0	●●●●
9月分	●●●●	0	●●●●
10月分	●●●●	0	●●●●
11月分	●●●●	0	●●●●
12月分	●●●●	0	●●●●
1月分	●●●●	0	●●●●
2月分	●●●●	0	●●●●
3月分	●●●●	0	●●●●
計	●●●●	●●●●	●●●●

2 事業者は、前項に定める月ごとの金額を事業報告書の検収後に請求するものとし、市は、適法な請求書を受理してから30日以内に当該指定管理料を支払うものとする。

(感染症に係る補てん及び還付の協議)

第6条 新型インフルエンザ等への対応のため、市からの指示により施設閉鎖又は施設の利用制限を行い、事業者の収支に影響があった場合には、指定管理料の補てん又は還付について市と事業者の間で協議をするものとする。

(疑義等の決定)

第7条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、市、事業者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

(資料17)

市 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市

事業者 ●●●●

代表団体	住所
	会社名
	代表者名

構成団体	住所
	会社名
	代表者名

構成団体	住所
	会社名
	代表者名

構成団体	住所
	会社名
	代表者名

構成団体	住所
	会社名
	代表者名